

『民法改正』・『新収益認識基準』に伴う 契約書・約款修正の対策

※当日、会場にて講師著『改正民法と新収益認識基準に基づく契約書作成・見直しの実務』（日本法令）を配布します。

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年12月16日(月) 13:00~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、経理財務部門などの関連部門において、民法改正、新収益認識基準に伴う契約・約款の修正の実務を担当される方

講師 弁護士法人L&A 弁護士・公認会計士 横張清威氏

講師紹介 平成12年明治大学法学部卒業。平成13年司法試験合格後、みらい総合法律事務所入所(東京弁護士会所属)。平成19年同事務所パートナー就任。平成21年税理士登録(麹町支部所属)。平成23年東京弁護士会税務特別委員就任。平成24年日商簿記1級合格、公認会計士試験合格。監査法人アヴァンティア入所(非常勤)。平成30年弁護士法人L&A開設。M&A・契約書・労働問題を専門とし、法務財務両面から一括してデュア・デリジェンスを実施するサービスを多数の上場・非上場会社に提供している。著書に『ビジネス契約書の見方・つくり方・結び方』(同文館出版)、ほか多数。

《申込方法》 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・書籍代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 38,500円(本体価格35,000円) 一般 41,800円(本体価格38,000円)

191822-0303 民法改正・新収益認識基準に伴う契約書・約款修正の対策			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F 【DM変更連絡】03-5215-3512

・プログラム・

■開催にあたって■

2020年4月に改正民法が施行されることに伴い、貴社内で多くの契約書の見直し作業が行われることになります。また、2021年4月に収益認識基準が強制適用されることにより、収益の額及び時期が適切に計上されるよう、契約書の見直し作業が発生します。両者は時期的に近接しているため、双方の事情に配慮して同時に契約書見直し作業を行うことが効率的です。本セミナーでは、具体的な契約書例を用いて、修正の要否、方法などについて解説を行います。また、モデル修正条項やモデル契約書雛形についてもご提供致します。さらに、契約の修正において発生する収入印紙の節約方法についても言及致します。

1. 改正民法の概要

- (1) 適用時期
- (2) 適用対象となる契約
- (3) 修正が必要となる条文

2. 新収益認識基準の概要

- (1) 適用時期
- (2) 適用対象となる会社
- (3) 修正が必要となる条文

3. 契約書改定プロセス

- (1) 法務部での検討
- (2) 財務部での検討
- (3) 監査法人との協議
- (4) 取引先との改定交渉

4. 具体的修正案

- (1) 変更覚書
- (2) 継続的売買取引基本契約書
- (3) 金銭消費貸借契約書
- (4) 賃貸借契約書
- (5) 業務委託契約書
- (6) 請負契約書
- (7) 基本約款

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。